

☆成熟した「近代国家」として憶えるべき、 二・二「思想と信教の自由を守る日」

◆二月一日は「建国記念の日」として祝日である、と政令で定められています。しかし何をもって「建国」とするのか。なぜこの日を、その記念の日とするのか。十分な議論がなされている分けではありません。むしろこの二月一日は、太平洋戦争敗戦後に廃止された、神武天皇が即位した日を建国の日として祭日と定めた「紀元節」と同じ日であり、この日を「建国記念の日」とすることに強い危機感を憶えます。明らかにそれは「建国記念の日」の祝日と、神武天皇即位日の「紀元節」の祝いとを重ねて憶えさせ、天皇が日本の国を作った「神」である、という考えを復帰させようという意図を感じざるを得ません。

◆私たちの日本国憲法は、第一九条に「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と規定し、また第二〇条に「信仰の自由は、何人に対してもこれを保障する。如何なる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」と規定しています。政府はこの憲法に規制されて存在します。ですから天皇を神格化することを、国が認めるかのように定めることは許されません。むしろ逆に、この憲法によって、国は国民の誰もが、自由にものを考え、自由に信仰を持つことが出来ることを保障しなければならないのです。

◆日本はかつて、天皇を神とすることで、その権力を利用する政府の暴走を止めることが出来ず、愚かな戦争に突き進みました。幾百万の命が失われました。しかしその悲惨な経験の反省に立って、日本は、全ての国民一人ひとりの人格を尊重し、その人権を守り、思想と信教の自由を守る、日本国憲法を得たのです。

国が国民の自由を保障する憲法を持つということは、国が国民に対する権限を、自ら限界づけるということです。しかしそのようにして、国民の自由のために、自らを律することができる国こそ、真実に成熟した「近代国家」とであると言うことができるでしょう。

日本が、この憲法を獲得するためには、戦争の悲惨な経験も含め、「自由獲得」の努力と戦いが必要でした。憲法は第九七条で言います。「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」であります。戦争の犠牲を無駄にしないで、思想と信教の自由を守り続けること。このことは、この日本の国を真実の意味で、成熟した「近代国家」として、世界に対して、誇り得る立場に置くことでしよう。

「二月一日」という日を、思想と信教の自由を守る日として、共に憶え合いたいと願います。そして、この素晴らしい憲法を持つ日本の国の、本当のあるべき姿を求め、皆で共に、自由獲得の、誇りある戦いを続けましょう。

二〇二二年二月一三日（日）護憲平和行進（通算六六〇回目）

浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一一一五

★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

日本国憲法

第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第十九条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第九十七条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。